

〈資料2〉

ブロードリスニング実施事業業務委託仕様書

1 業務名

ブロードリスニング実施事業業務委託

2 事業の目的

「県民意識調査」や県が実施した各種アンケートにおける自由記述のデータなど、すでに蓄積している県民等の意見を、AI技術等を用いて分析し「見える化」を図るとともに、行政には届かないSNS等に存在する潜在的なコメント等を集約して分析・整理することで、県民等の意見の解像度を徹底的に向上させ、適切に県政へ反映することを目的とする。

なお、当該委託業務は、秋田県が実施する「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業の一部であり、その全体像は次の図のとおりである。図に示したとおり、当該業務委託による分析結果は、県が庁内で共有するだけでなく、県民等と共通の課題認識を持ちながら、一体となって取り組んでいくために活用する想定であるため、分析結果のビジュアル作成の際は、この点に留意すること。

「県民が主役の秋田へ」共創アクション推進事業 事業イメージ



共創：県民と共に取り組む

－目的－

様々な主体が一体となって共創する機運を醸成
2040年の姿に向かって多様な主体と取り組む

(2) 地域共創空間構築事業【共に創る】 一体となって取り組む=共創=構築



多様な主体による
出会い・連携

・多様な主体が出会い連携する場の創出

・ニーズやアイデアに基づく新たな取組創出

ノウハウの共有
新たなステップへ

・ニーズを解決に近づけた実際の取組の共有

・個々の取組へのノウハウ反映、精度向上

価値の創出
コミュニティ形成

・県内全域をフィールドとした

つながりづくりと共創への伴走支援

(1) ブロードリスニング機能構築事業【聞く・集める】

県民意見の徹底的な解像度向上



蓄積された意見の
分析・整理

・県民意識調査等のブロードリスニング
(過年度分の分析を含む経年変化把握)

県民ニーズの
見える化

・意見投稿プラットフォームの構築
・ニーズやアイデアの共有、蓄積

(3) 「2040年の秋田の姿」に向けた県民参加促進事業

【伝える・広げる】

取組や想いの共有・連携



秋田を選択する
きっかけづくり

・「2040年の秋田」に向けた
取組や想いの発信、共有

県政への参加促進
意見できる雰囲気醸成

・Instagramを活用した
県民等との双方向の
コミュニケーション継続

〈参考〉

「秋田県総合計画 ～秋田再興への第一歩～」掲載ページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/94577>

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務委託の内容

次の各項に掲げる業務を工夫して効果的に組み合わせ、事業の目的が達成されるように企画提案により具体化し、実施すること。

(1) ブロードリスニングの実施

① システムの構築

AI技術を活用したブロードリスニングを実施するためのシステムを構築し、次に示す条件に基づき、県と協議の上、初期設定等を行うこと。

(a) 導入・活用するツール

「広聴AI」により意見をグループ化して整理する手法を想定しているが、同等の分析結果を得られるその他のツールの提案や、「広聴AI」を含む複数のツールを活用した提案も可能とする。ただし、セキュリティ上、秋田県庁内のサーバーへ直接システムを構築することは困難であるため、受託者が自社のサーバー等に構築することとする。

(b) データの二次利用防止措置

4(1)②から④におけるデータ分析に当たっては、入力したデータがAIのモデル改善に利用されないオプトアウトされた環境を構築するなど対策を施すこと。

② 県民意識調査における自由記述の分析

県が実施する県民意識調査について、次のとおり分析すること。

(a) 過年度データの分析と経年比較

令和5年度から令和7年度に実施した県民意識調査について、県民から回答のあった自由記述意見を4(1)①で構築したシステムにより年度ごとに分析すること。また、分析結果を経年比較の上、県が実施した事業や社会情勢等との因果関係を明らかにするなど、県民意見の解像度向上のために工夫すること。

(b) 令和8年度調査結果の分析

令和8年度に実施する県民意識調査について、自由記述意見を4(1)①で構築したシステムを用いて分析すること。また、(a)で実施した過年度データの取りまとめ結果や、県民意識調査における県民満足度の実績値と合わせて分析し、満足度の向上に向けて県がとるべき対応等について、一定の提案を行うこと。

(c) 正確な分析のための事前処理

4(1)②におけるデータ分析に当たっては、正確かつ安全なデータ分析を行うため、個人情報の除去や表記ゆれの補正など、「広聴AI」等での分析の前に別途準備するAIでフィルタリングを行うなど、適切な措置を施すこととし、そのためにとるべき仕組みや手法を提案すること。

③ SNSにおける秋田に関する投稿やコメントの分析

X（旧 Twitter）や Threads などテキストベースの SNS 等に投稿された秋田県に関連する投稿やコメントを抽出し、4（1）①で構築したシステムを用いて分析すること。ただし、分析に当たっては、次の点に留意すること。

(a) 意見の抽出

意見を抽出する SNS を選定の上、API 連携等により投稿やコメントを抽出すること。投稿データの抽出に当たっては、キーワードの設定や投稿された期間の限定等により、県の課題等を明らかにするために効果的な分析となるよう工夫することとし、その手法を提案すること。ただし、実際の抽出作業においては、受託者の提案を踏まえつつ、県と協議の上、その手法を最終決定するものとする。

(b) ノイズ等の除去

4（1）③(a)の抽出作業に当たっては、同一アカウントからの同一投稿やスパム投稿、URL が含まれる投稿や公序良俗に反する投稿など、分析に当たって不適切な投稿を除外することとし、そのための適切な手法を提案すること。ただし、実際の作業においては、受託者の提案を踏まえつつ、県と協議の上、その手法を最終決定するものとする。

④ 県民意見の深掘りのための追加分析

4（1）②及び③の結果等を踏まえ、県民意見をさらに詳細に分析するために、県が別途行うアンケートや秋田県庁内の各部局において既に実施されたアンケートの結果等について、4（1）①で構築したシステムを用いて分析すること。なお、4

(1) ②及び③の分析結果から、県が深掘りするべきテーマを選定し、質問項目の設定等について提案・助言を行うこと。

(2) 各分析の実施回数、実施時期及び想定する意見の件数

4（1）②から④に定めるデータ分析の実施回数及び実施予定時期は次のとおりとする。ただし、受託者決定後、県と協議の上、各実施業務のスケジュール等の全体計画を策定し、適切に業務を遂行するものとする。

○ 県民意識調査における過年度データの分析と経年比較【4（1）②(a)】

- ・実施回数：3回（令和5年度から令和7年度の3年分）
- ・実施時期：システム構築後、速やかに実施
- ・意見の件数：各年度約8,000件程度

○ 令和8年度調査結果の分析【4（1）②(b)】

- ・実施回数：1回（令和8年度分）
- ・実施時期：8月頃
- ・意見の件数：約8,000件程度

○ SNS における秋田に関する投稿やコメントの分析【4（1）③】

- ・実施回数：2回以上（XとThreadsについて、少なくとも各1回ずつを想定）
- ・実施時期：7月以降随時実施
- ・意見の件数：1回あたり約10,000件程度

○県民意見の深掘りのための追加分析【4（1）④】

- ・実施回数：8回程度（総合計画に定める八つの政策分野ごとに実施する想定）
- ・実施時期：8月以降随時実施
- ・意見の件数：1回あたり1,000件程度

(3) 分析結果のとりまとめ

分析結果を次により報告すること。

①意見をグループ化したビジュアルの出力

4（1）①で構築したシステムにより出力するビジュアルを、4（2）に定める実施回数ごとに提出すること。なお、提出された結果について、県で内容を確認の上、条件を修正して再出力するよう依頼することがあるので対応すること。

②出力されたビジュアルをベースとした報告書の作成

意見をグループ化したビジュアルを活用し、庁内の職員が県民等の意見を施策に反映するために活用する報告書を4（1）②から④のそれぞれについて、その都度作成すること。また、報告書の作成に当たっては、職員が活用したくなるような工夫を凝らすこと。

さらに、2の図に示した「地域共創空間構築事業」において開催するイベント等において、県民等と課題を共有するための媒体として活用する想定であるため、庁内向けの報告書とは別に、県民等に公開することを前提としたデザイン性に優れた資料を作成すること。

なお、報告書や資料のデザイン及び構成等について提案するものとし、その具体的な仕様については、受託者の提案を踏まえつつ、県と協議の上、その手法を最終決定するものとする。

③全体報告書の作成

4に定める一連の調査結果により捉えた県民意識やその傾向についてとりまとめ、報告書とすること。報告書の構成については、分析結果を踏まえ、県と協議の上定めるものとする。

(4) 独自提案

2に記載する事業の目的を達成するために、（1）から（3）に掲げる業務以外の取組を独自提案として提案できることとする。ただし、独自提案の実施手法については、県と協議の上、決定するものとする。

5 打ち合わせ協議及び校正確認・調整

(1) 打ち合わせ

受託者は、業務の実施に当たり、あらかじめ県と打ち合わせし、確認を受けた上で行うものとする。

(2) 校正確認・調整

画像等のコンテンツを制作した場合は、県の校正を受けるものとし、その回数は協議の上、決定するものとする。なお、校了した成果品は、庁内への共有やイベント等での活用のため、その都度提出すること。

6 成果品の納入

委託業務が完了したときは、4（3）③に定める全体報告書と併せて、業務委託完了届と実績報告書を1部ずつ電子データにより提出すること。

7 契約に関する条件等

（1）契約金額について

契約金額には、本業務委託に関わる一切の経費を含むものとする。

（2）業務の履行に関する措置

- ① 委託者は、本業務委託(再委託した場合を含む)の履行について、著しく不適當と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受託者は、①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出するものとする。

（3）成果品の利用

- ① 受託者が本業務委託の遂行により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)及び所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者はこれらの成果品を無償で自由に二次利用できることを基本とする。ただし、これによることができない場合は、委託者へ協議し同意を得ること。なお、受託者が本業務以前から保有していた著作物(従前著作物)や、汎用的なプログラム、オープンソース等の著作権は受託者等に留保される取扱いも可能とするが、その場合も委託者と協議の上、その利用について定めることとする。
- ② 人物や施設等の内部、商品等が映り込んでいる成果品は、必ず本人又は施設関係者等の同意を得ること。
- ③ 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。
- ④ 成果品に出演者の肖像権が発生する場合にはあらかじめ許諾を得ること。
- ⑤ 受託者は、委託者の承諾無しに、成果品に係るデザイン等を他に流用することができないものとする。

（4）機密の保持

- ① 受託者は、本業務委託(再委託した場合も含む)を実施するに当たり、業務上知り得た情報を開示、漏洩、又は本業務委託以外の用途に使用してはならない。
- ② 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとする。
- ③ ①及び②の項目については、契約期間終了後においても同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務委託(再委託した場合も含む)を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し、必要の都度、双方協議しながら進めるものとする。そのため、常に協議可能な体制を整えること。
- (2) 業務の内容は現時点での予定であり、企画提案競技における提案内容等に基づき、受託者と協議の上、変更することがある。また、本業務は秋田県政策企画部マーケティング戦略課の助言を受けながら実施するため、同席を求められた場合は対応すること。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。